

【資料第3号】

教育推進部教育総務課

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校及び教育関連施設の対応について

1 区立小・中学校、幼稚園

(1) 臨時休校(園)期間

3月2日(月)から5月31日(日)まで

(2) 卒業式

① 小学校 3月25日(水)

② 中学校 3月19日(木)

③ 幼稚園 3月18日(水)

(3) 入学式・始業式

① 小学校 入学式 4月6日(月)、始業式 延期

② 中学校 入学式 延期、始業式 4月6日(月)

③ 幼稚園 入園式・始業式 延期

※なお、入学式・卒業式等は時間を短縮し、参加人数を最小限にするなど、感染予防に配慮し実施した。

(4) 学校連絡日(小・中学校)

各小・中学校が4月20日の週に「学校連絡日」を設定し、教材等の配布、課題の確認、連絡等を行った。

(5) 自宅等で過ごすことが困難な児童・生徒・園児の対応

臨時休校の継続に伴い、保護者の就労等により自宅等で過ごすことが困難な児童・生・園児については、学校・幼稚園にて見守り・預かりを実施する。

(6) 昼食費の補助

臨時休校に伴い、学校給食の提供ができなくなったことから、要保護、準要保護及び学校給食費補助の認定世帯に対して、昼食費相当額(500円)を補助する。

2 児童館・育成室等

(1) 児童館

3月2日(月)から当面の間閉館。

(2) 育成室

4月10日(金)から6月30日(火)まで臨時閉室とするが、保護者が従事しなければならない仕事に就いているなど、保育が必要な家庭については預かりを実施する。

なお、保育料については、欠席日数に応じて還付する。

(3) 放課後全児童向け事業・青少年プラザ(b-lab)

3月2日(月)から中止若しくは当面の間閉館。

3 教育センター

(1) 総合相談事業

面接相談、機能訓練、グループ指導は当面の間休止とするが、希望する方には電話での対応を行い、必要に応じて面談等の個別対応を行う。

(2) 児童発達支援センター

通所支援事業の児童発達支援(そよかぜ)・放課後等デイサービス(ほっこり)について、利用者に対して利用自粛の協力依頼を行い、事業は継続して実施する。

(3) 教育支援センター(ふれあい教室)

3月2日(月)から5月31日(日)までの間休室し、電話での対応を中心に、必要に応じ勉強やカウンセリング等の個別対応を行う。

4 図書館

(1) 2月26日(火)から区立図書館内で行われる行事を全て中止及び延期。

(2) 3月2日(月)から予約による貸出及び返却の受付のみとするサービス一部中止による開館。

(3) 4月8日(水)から国による緊急事態宣言を受け、全館休館。